

千葉県危険物安全協会会則

制定	昭和32年 4月 1日	
改正	昭和34年 6月 5日	昭和43年 5月 1日
	昭和47年10月 1日	昭和56年 5月22日
	昭和61年 5月26日	昭和62年 5月18日
	平成 3年 5月13日	平成 7年 5月23日
	平成 8年 5月16日	平成12年 5月22日
	平成13年 5月22日	平成18年 5月15日
	平成25年 5月16日	

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、千葉県危険物安全協会と称する。

(目的)

第2条 本会は、千葉市内における危険物製造所、貯蔵所及び取扱所並びに指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設（以下「製造所等」という。）を有する事業所の安全管理体制の強化推進と防火に関する研究、並びに火災予防思想の普及宣伝を図り、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所を千葉県消防局（以下「消防局」という。）におく。

第2章 事業

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 危険物の安全管理の推進
- (2) 火災予防研修会、講演会等の開催
- (3) 危険物関係法令の研究及び周知徹底
- (4) 火災予防思想の普及宣伝
- (5) 会報の刊行と関係資料の作成頒布
- (6) 功労者の表彰
- (7) その他、本会の運営上必要とする事業

第3章 会員及び役員

(会員)

第5条 本会の会員は、千葉市内における製造所等を有する事業所及び本会の目的に賛同する事業所とする。

2 会員を区分して次のとおりとする。

- (1) 正会員

製造所等を有する事業所

- (2) 賛助会員

本会の目的に賛同し、協力するもの

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名 (常任理事1名を含む。)
- (4) 監 事 2名
- (5) 支部長 若干名

2 会長及び副会長は、理事の互選により選任する。

3 理事は、総会において選出する。ただし、常任理事は、消防局予防部指導課長をもって充てる。

4 監事は、理事会において選出し、会長がこれを委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表して会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 理事は、理事会に出席し、会務を審議する。

4 監事は、本会の経理を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(名誉顧問及び顧問並びに参加)

第9条 本会に名誉顧問及び顧問並びに参加若干名をおくことができる。

2 名誉顧問及び顧問並びに参加は、次の職にあたる者及び学識経験者等を理事会の承認を得て会長が委嘱する。

- (1) 名誉顧問 会長経験者等で長年協会に尽力された者
- (2) 顧 問 消防局長、消防局予防部長並びに学識経験者等
- (3) 参 与 消防局予防課長及び千葉市各消防署長

3 名誉顧問及び顧問並びに参加は、会議に出席し意見を述べることができる。

第4章 会議

(種別)

第10条 会議は、総会及び理事会とする。

(召集)

第11条 各会議は、会長がこれを招集し、議長は会長があたるものとする。

(総会)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は毎年度当初に、臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の請求があったときに開催する。

3 総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) 事業計画
- (3) 会則の改正
- (4) その他必要な事項

(理事会)

第13条 理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

- 2 理事会は、各役員をもって構成する。
- 3 理事会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 総会に提出すべき議案
 - (2) 役員を選出
 - (3) その他必要な事項

(議決)

第14条 各会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

第5章 事務局

第15条 本会の事務を処理するために、事務局を消防局予防部指導課内におく。

- 2 事務局に事務局長、書記その他必要な職員をおき、会長がこれを委嘱する。
- 3 事務局について必要な事項は別に定める。

第6章 支部

(支部)

第16条 本会の事業を強力に推進するため、千葉市各消防署管轄区域ごとに支部をおくことができる。

- 2 支部の名称は、別に定める。
- 3 支部に支部長をおく。
- 4 支部長は、支部内の会員の推薦に基づき会長が委嘱する。
- 5 会員は、いずれかの支部に属するものとする。
- 6 支部長は、年間事業計画案を毎年度当初に本会に提出し、会長の承認を得るものとする。
- 7 支部の運営については、前各号に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(支部事務局)

第17条 支部の事務を司るため、千葉市各消防署に支部事務局をおく。

- 2 支部事務局に支部事務局長、書記その他の必要な職員をおき支部長がこれを委嘱する。

第7章 会計

(経費)

第18条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第19条 会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 1口 年額9,000円
- (2) 賛助会員 正会員に準ずる。

- 2 会費は、年度当初に1年分を納入する。
- 3 年度途中にて会員になった場合は、会費は年額を納入する。
- 4 年度途中にて退会する場合は、納入した会費は還付しないものとする。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(簿冊)

第21条 本会には、次の簿冊を備える。

- (1) 会員名簿
- (2) 金銭出納簿
- (3) 会議議事録
- (4) その他関係書類

第8章 雑則

(委任)

第22条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定めるものとする。

附 則

この会則は、昭和32年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和34年6月5日から施行する。

附 則

この会則は、昭和43年5月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和56年5月22日から施行する。

附 則

この会則は、昭和61年5月26日から施行する。

附 則

この会則は、昭和62年5月18日から施行する。

附 則

この会則は、平成3年5月13日から施行する。

附 則

この会則は、平成7年5月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成8年5月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年5月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年5月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年5月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年5月16日から施行する。